

平成 18 年 7 月 19 日
電源開発株式会社

青森海上保安部による書類送致について

当社（本店；東京都中央区）は、本日、青森海上保安部より、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律違反（船舶からの廃棄物の排出の禁止）で、平成 18 年 7 月 18 日付で当時の担当者 2 名とともに青森地方検察庁に書類送致したとの連絡を受けました。

これは、当社が、平成 15 年 9 月に到来した台風 14 号の影響により大間原子力発電所港湾工事の海域に堆積した流れコンブ約 157 m³について、工事の支障となることから、地元漁業協同組合と相談のうえ、船上から沖合いに放流したことによるものです。

当社は、当時、コンブは地元漁師の方々にとって大変大切なものの思いから海域へ放流する取扱いとしたものでありますが、今般、捜査を受けたことについては厳粛に受け止め、引き続き捜査に協力して参るとともに、今後は海上保安部等、関係機関のご指導をよく仰ぎながら、大間原子力発電所計画を推進して参りたいと考えます。

引き続き関係者の方々のご理解、ご協力を賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

以上